平成２７年（フ）第１９号
静岡県掛川市篠場779―２　医療法人好生会さわや家、住民票上の住所静岡県沼津市岡宮1027番地の４　和み202
債務者　長谷かすみ
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第１４９４号
大阪府大東市寺川３丁目１番８号　ル・シエル101号、前住所大阪市生野区田島６丁目３番７号
債務者　松元　二郎
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５４８号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ12―507号
債務者　田頭　将太
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７３２号
大阪市鶴見区緑２丁目２番２―402号
債務者　中尾　隆徳
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７４８号
大阪府東大阪市柏田西１丁目13番４号ＹＯＵハイム柏田302号
債務者　佐貫　　光
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７９７号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ26―503号
債務者　伊藤　賢代
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８６９号
大阪府豊中市南桜塚４丁目11番10―102号
債務者　宮里ヨシ子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３４５号
大阪府枚方市東中振１丁目10番７―203号、前住所大阪府枚方市伊加賀本町13番13号
債務者　福谷美奈子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４１０号
大阪市平野区長吉六反３丁目18番14号　201号
債務者　福田　明美
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５８５号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目６番３―505号
債務者　大津　捨造
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６３１号
大阪市平野区長吉出戸１丁目１番２―205号
債務者　若林かおり
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６３９号
大阪府高槻市赤大路町18番12号
債務者　近藤奈保子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８２号
千葉県野田市宮崎80番地の７　市営住宅宮崎西団地１号棟305号
債務者　尾崎　繁子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２２０号
千葉県松戸市松戸600番地の７
債務者　網野　文子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２２５号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央３丁目９番31号　このみコーポ202
債務者　髙橋　**隆**博
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２３４号
千葉県柏市柏221番地１　サングリーン海道割503号
債務者　森下真理子（旧姓城）
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２５６号
千葉県松戸市西馬橋２丁目２番地の12
債務者　保坂　惠子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部